

1 特別児童扶養手当 国

支給対象者

- 次のいずれかに該当する20歳未満の障がい児を
 監護、養育されている人
 ①IQ 35以下程度若しくは身体障害1～2級程度、
 または同程度の障がい若しくは病状を有する人
 ②IQ 50以下程度若しくは身体障害3級（4級の
 一部を含む）程度、または同程度の障がいもしくは
 は病状を有する人

手当額(月額)

児童1人につき ①52,500円 ②34,970円

支給月 4・8・11月

2 在宅重度障害者手当 県

支給対象者

- 次のいずれかに該当する在宅の障がい者
 ※特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手
 当の受給者、および施設入所者を除く
 ①身体障害1～2級でIQ 35以下の人
 ②身体障害1～2級の人、IQ 35以下の人、または
 身体障害3級の障がい者、IQ 50以下の人
 (65歳以上で新たに障がい者となった人は除きます)

手当額(月額) ①15,500円 ②6,750円

支給月 4・8・12月

3 特別障害者手当 国・県

支給対象者

- ④ 次のいずれかに該当する20歳以上の障がい者
 (施設入所者および長期(3か月以上)入院者を除く)
 ①身体障害1～2級程度の障がいを重複して有する人
 ②身体障害1～2級程度の障がいを有する人で、IQ
 20以下の人、または常時介護が必要な精神障がい
 を有する人
 ③身体障害1～2級程度の障がいを有する人、また
 はIQ 20以下の人、若しくは常時介護が必要な
 精神障がいを有する人で、他に身体障害3級相当
 の障がいを2つ以上有する人
 ④身体障害1～2級程度の障がいを有する人、また
 はIQ 20以下の人、若しくはこれと同程度の障
 がい、または病状を有する人で、日常生活におい
 てほぼ全面介護が必要な人
 ⑤ 国の手当を受給している人に加算して支給されます
 ①身体障害1級、または2級の障がいを有し、IQ
 35以下の人
 ②身体障害1級、または2級の障がいを有する人、
 またはIQ 35以下の人

手当額(月額) ④①②③④とも27,350円

⑤ ①6,850円 ②1,050円

支給月 2・5・8・11月

4 障害者手当 町

支給対象者

- ①身体障害者手帳1級および2級の人
 ②身体障害者手帳3級の人
 ③身体障害者手帳4級の人
 ④身体障害者手帳5級および6級の人
 ⑤IQ 35以下の人
 ⑥IQ 36以上50以下の人
 ⑦IQ 51以上75以下の人
 ⑧身体障害者手帳3級かつIQ 50以下の人
 ⑨精神障害者保健福祉手帳1級の人
 ⑩精神障害者保健福祉手帳2級の人
 ⑪精神障害者保健福祉手帳3級の人

手当額(月額)

①⑤⑧⑨ 5,800円 ②⑥⑩ 4,600円

③⑪ 2,300円 ④⑦ 1,800円

支給月 3・9月

5 障害児福祉手当 国・県

支給対象者

- ④ 次のいずれかに該当する20歳未満の障がい児(障
 がいを事由とした年金受給者および施設入所者を除く)
 ①身体障害1級(2級の一部を含む)程度の障がい
 を有する人
 ②IQ 20以下の人
 ③上記と同程度の障がい、または病状で、常時介
 護が必要な人

⑤ ③ 特別障害者手当と同じ

手当額(月額) ④①②③14,880円

⑤ ①6,900円 ②1,150円

支給月 2・5・8・11月

6 経過的福祉手当 国・県

支給対象者

- ④ 次のいずれかに該当する20歳以上の障がい者(施
 設入所者を除く)で、従来の福祉手当受給者のうち
 特別障害者手当、障害基礎年金および特別障害給付
 金のいずれも受給していない人
 ①身体障害1級(2級の一部を含む)程度の障がい
 を有する人
 ②IQ 20以下の人
 ③上記と同程度の障がい、または病状で、常時介
 護が必要な人

⑤ ③ 特別障害者手当と同じ

手当額(月額) ④①②③14,880円

⑤ ①6,900円 ②1,150円

支給月 2・5・8・11月

各種福祉手当を紹介します

▶ 問合せ 役場子育て支援課・福祉課



子育て支援課関係

1 児童手当 国

支給対象者

中学校修了前の児童を養育している父・母等

手当額(月額)

3歳未満 15,000円

小学校修了前(第1・2子) 10,000円

(第3子以降) 15,000円

中学校修了前 10,000円

※所得制限を超えた人は、特例給付として児童
 1人につき、一律5,000円を給付します

支給月 2・6・10月

2 児童扶養手当 国

支給対象者

- 次の要件にあてはまる18歳以下(18歳到達年度の
 末日まで)の児童(一定の障がいがあるときは20歳未
 満)を監護している母、監護しかつ生計を同じくして
 いる父または養育している人
 ①父母が婚姻を解消した児童
 ②父または母が死亡した児童
 ③父または母が重度の障がいにある児童
 ④父または母の生死が明らかでない児童
 ⑤父または母から引続き1年以上遺棄されている児童
 ⑥父または母が引続き1年以上拘禁されている児童
 ⑦婚姻によらないで生まれた児童 ※ひとり親
 ⑧父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
 ⑨その他、①～⑧に該当するか明らかでない児童

手当額(月額)

児童1人目

全部支給 43,160円

一部支給 10,180円～43,150円

児童2人目の加算額

全部支給 10,190円加算

一部支給 5,100円～10,180円加算

児童3人目以降の加算額

全部支給 6,110円加算

一部支給 3,060円～6,100円加算

※所得に応じて決定され、所得制限を超えた場合は
 支給されません

支給月 1・3・5・7・9・11月

3 遺児手当 県・町

支給対象者

- ⑥ 愛知県内に住所があり、次の要件にあてはまる18
 歳以下(18歳到達年度の末日まで)の児童を監護・
 養育している人
 ⑦ 武豊町内に住所があり、次の要件にあてはまる18
 歳以下(18歳到達年度の末日まで)の児童を監護・
 養育している人
 ①父母が婚姻を解消した児童
 ②父または母が死亡した児童
 ③父または母が重度の障がいにある児童
 ④父または母から引続き1年以上遺棄されている児童
 ⑤父または母が引続き1年以上拘禁されている児童
 ⑥婚姻によらないで生まれた児童 ※ひとり親
 ⑦父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童

手当額(月額)

⑥ 児童1人につき

支給開始1～3年目 4,350円

支給開始4～5年目 2,175円

支給開始6年目～ 支給対象外

⑦ 児童1人につき 3,600円

※所得制限を超過した場合は支給されません

支給月 1・3・5・7・9・11月



国…国の手当 県…県の手当 町…町の手当